

【2000年3月1日】診療報酬改定（諮問）

中央社会保険医療協議会

平成12年3月1日

中央社会保険医療協議会

会長 工藤 敦夫 殿

厚生大臣

丹 羽 雄 哉

諮 問 書

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ14第1項、第43条ノ17第3項及び第44条ノ4第5項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月厚生省告示第296号）をそれぞれ別紙1から5までのとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

また、老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項及び第46条の5の2第3項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年1月厚生省告示第14号）、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年2月厚生省告示第29号）をそれぞれ別紙6から8までのとおり改正することについて、併せて貴会の意見を求めます。